

覺書

丸善株式會社（以下甲ト單記ス）ハ横濱丸善書店及ビ中西屋書店

（以下兩者ヲ乙ト單記ス）ヲ合併スルニ付左ノ諸項ヲ契約ス

第一條 甲ハ乙ヲ合併シ甲ヲ存續シ乙ヲ解散スルモノトス

第二條 乙ハ合併ノ結果トシテ建物、什器、株券、假拂金、掛賣、

商品及出版ニ關スル權利并ニ營業ニ關スル權利ヲ甲ニ提供スル

モノトス

第三條 甲ハ合併ノ結果トシテ乙ノ提供セル資産ニ對シ新株式壹

萬八千株ノ内貳千株ヲ乙ノ代表者松下包次郎ヲシテ引受ケシメ

第一回拂込金壹株ニ付金貳拾五圓ハ乙ニ對スル甲ノ支拂金額中

ヨリ振換拂込ムモノトス前項五萬圓ヲ超過スル乙ノ資産ニ對シ

テハ甲ハ現金ヲ以テ之ヲ支拂フモノトス

第四條 商品ハ大正九年十月一日ヨリ全三日ニ至ル三日間ニ於テ

甲ノ立會ノ下ニ棚卸ヲ執行シ其査定率ハ之ヲ七掛ト定メ別ニ賣

行惡シキモノニ對シテハ甲乙兩者ノ協議ノ上其査定率ヲ定ムル

モノトス

但シ總體ノ査定額ヲ定ムルモノトス

第五條 商品以外ノ第二條ニ列記シタル諸勘定ハ九月三十日ニ於テ

ケル乙ノ資産表ニ依リ其價格ヲ定ムルモノトス

第六條 合併期以前乙ノ注文（主トシテ外國注文）シタル商品ニ

シテ合併期日以後到着シタルモノニ對シテハ甲ハ仕切書ノ價格

ニ依リ之ヲ引受クルモノトス

第七條 乙ノ従業員ハ總テ甲ニ於テ新ニ任用ノ手續ニ依リ之ヲ使

用スルモノトス

第八條 乙ノ解散スル費用ハ自己ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第九條 甲乙ノ合併期日ヲ大正九年十月一日トス

但シ右期日前ニ合併ニ關シ必要ナル手續ヲ遂行シ能ハザルト

キハ甲乙兩者ノ協議ニ依リ右期日ヲ延長スルコトヲ得

第十條 本契約ノ無効ニ歸シタルトキハ甲ハ乙ノ引受タル株式ヲ

任意ニ處分スルコトヲ得ルモノトス

右ノ諸項ヲ履行スル爲メ本覺書參通ヲ作成シ各自其壹通ヲ所持ス

ルモノトス

大正九年九月壹日

東京市日本橋區通三丁目十四番地

丸善株式會社

取締役 山崎 信興

横濱市辨天通二丁目

丸善書店

代表者 松下包次郎

東京市神田區表神保町貳番地

中西屋書店

代表者代理

早矢仕四郎

書翰 (一)

松下鐵三郎宛 早矢仕有的書翰 明治十六年(?) 八月二十

四日

〔注〕
覺書

この覺書は大正九年十月一日丸善株式会社と横浜丸屋書店及中西屋書店との間に交された合併契約書。中西屋は早矢仕有的の個人経営による書店で、創設当初は丸善から書籍を供給していたが、その後は専ら卸値の安い横浜丸屋書店から仕入れ、丸善との関係は疎遠になり、一方横浜丸屋書店とは不可分の関係となっていた。このため横浜丸屋書店と丸善株式会社との合併の際中西屋も含めて売買の契約がなされた。それ故買取代償としての株券及び現金は横浜丸屋書店の代表者松下包次郎に支払われ、中西屋の所有財産に対しては松下包次郎より改めて中西屋へ支払われた。

拜啓過般前田又平歸朝以來御申越品等買求今回同人出發致候

右買物も貴兄より御申越よりハ品も増數も増候品も有之候へとも

御存之通前田ハ甚乘氣ニて精々爲差控候注意ハ致居候も自然仕入

品相増候事に御座候

兼御細書被下候通り其地貿易事務官等より忠告も請候事情并ニ寺

見氏等より來狀之内ニも暗ニ同人ニてハ總括無覺束哉の模様も相

見且當商會元締中之見込も有之候ニ付別紙命令書之通擔任之部分

ヲ定限致候間何卒此際十分ニ支店之取締向相立他の信用をも得候

様致度貴兄ニも歸朝之期も近寄候間支店擔任者取極度目下人物ヲ

尋年中ニ御座候跡擔任者出來候迄ハ假令歸國ニ相成候共充分御引

受被下御加念被下候様奉願候

ニコライフスキ鮭魚買入之際ハ前田氏之見込ニてハ網も入れ度程

の見込ニ候へとも是ハ斷然見合候事ニ申遣し候へとも同人の事故

口約之事杯當テニ成ら須候間是亦御合御注意可被下候